

岬町公共施設等総合管理計画（素案）に対する意見募集の結果

貴重なご意見、ありがとうございました。

頂いたご意見と町の考え方は、次のとおりです。

意見募集の概要

募集期間

令和4年7月11日（月曜日）～令和4年8月10日（水曜日）

募集方法

情報公開コーナー（役場1階）、淡輪公民館、子育て支援センター、文化センター、保健センター、健康ふれあいセンター（ピアッツァ5）に閲覧用の資料を備え付けるほか、町ホームページで計画の素案を公表しました。

意見は、所管課窓口への書面による提出、郵送、ファックス、電子メール、回答フォームで受け付けました。

意見提出者

1人（内訳 岬町住民1人）

岬町公共施設等総合管理計画（素案）に対する意見の内容

「番号」の数字は、意見提出者の整理番号と意見提出者ごとの意見の整理番号を示します。

「反映」の表示 A：意見を反映する B：意見を受け見直しする C：今後の参考とする D：反映できない又は意見の趣旨や内容が具体的でなく回答不能など

番号	内容	対応	分類
1	図と表は番号を記載した方が良い（図 1、表 1）など	図・表については、他の頁での引用がないため図・表に番号の記載はいたしません。	D
2	「公共施設」と「公共施設（建物）」の文言を統一すべき。	P.2 の「公共施設（建物施設）」を「公共施設」に修正しました。	A
3	各図・表などで使用しているデータの出典元をきちんと明記すべき。データの公表元、名称、いつのデータかなど。	出典については、著作者等の権利の保護を図ることを目的として著作権法により明示することが定められています。しかし、本計画のデータ等については、本町が作成したものをを用いていることからデータの出所等については、必要と判断した場合に記載します。	C
4	「岬町学校施設の長寿命化計画」は役場ＨＰ上などで見当たらないが、いつ作成されているものなのか。パブリックコメントの募集を終了した案件と結果にも見当たらない。行政計画はきちんと役場ＨＰなどで公表すべきではないか。	令和２年３月に策定されたものです。担当課において公表対応いたします。	A

番号	内容	対応	分類
5	「岬町耐震改修促進計画」が役場ＨＰ上などに見当たらないが、いつ作成されたものか。行政計画はきちんと役場ＨＰなどで公表すべきではないか。	平成２０年３月に策定され、令和２年３月に改訂されたものです。担当課において公表対応いたします。	A
6	丸括弧内に句点が使用されている。一般的に丸括弧内に句点は使用しない。	文書の書き表し方については、国の「公用文作成の考え方」に準じております。	D
7	アップル館は一般財団法人地域総合整備財団の「公共施設更新費用試算ソフト」の分類表にあてはめると「集会施設」ではなく「文化施設」ではないか。	アップル館については、組織として公民館の分館と位置づけているため、集会施設としています。	D
8	こぐま園は一般財団法人地域総合整備財団の「公共施設更新費用試算ソフト」の分類表にあてはめると「障害福祉施設」ではなく「児童福祉施設」ではないか。	こぐま園については児童福祉法第７条に規定する児童福祉施設には当たらず、障害福祉施設です。	D

番号	内容	対応	分類
9	令和４年４月の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について」(以下「指針」)の「P.5 第二 二」にて、"総合管理計画は、策定・改訂の検討時点において把握可能な公共施設等の状態（建設年度、利用状況、耐震化の状況、点検・診断の結果等）や取組状況（点検・診断、維持管理・更新等の履歴等）を整理し、策定・改訂をされたいこと。"と記載されている。また、「岬町公共施設適正化基本方針」では「岬町公共施設一覧」が記載されている為、本計画においても情報を更新して記載すべき。	国の公共施設等総合管理計画の策定に関する指針（第３ その他）では、地方公会計（固定資産台帳等）の活用が掲げられており、岬町公共施設適正化基本方針における「岬町公共施設一覧」に代わるものとして「固定資産台帳」を活用しておりますので本計画には掲載しておりません。 なお、固定資産台帳については、岬町ホームページをご覧ください。	D

番号	内容	対応	分類
10	「指針 P.5 第二 二」にて、"総合管理計画は、策定・改訂の検討時点において把握可能な公共施設等の状態（建設年度、利用状況、耐震化の状況、点検・診断の結果等）や取組状況（点検・診断、維持管理・更新等の履歴等）を整理し、策定・改訂をされたいこと。"と記載されている。「岬町公共施設適正化基本方針」の「P.15(3) ①」にて具体的な取り組みとして、下記 7 つの項目の公共施設の実態把握、検討を行うことになっています。 「岬町公共施設適正化基本方針」は計画期間 10 年間(平成 27 年から令和 6 年まで)の内、既に 7 年が経過している状況である為、これらの結果についても記載すべき。特に「i. 利用率・稼働率、ii. 利用方法・実態、vi. 空きスペースの有無」は現状把握である為、記載可能であると考えられる。現状把握の結果は本計画を進める上でベースとなる重要な情報である為、記載すべきである。 <公共施設の実態把握・検討(岬町公共施設適正化基本方針)> i. 利用率・稼働率 ii. 利用方法・実態 iii. 民間委託等（指定管理） iv. 広域化の検討 v. 統廃合 vi. 空きスペースの有無 vii. 更新又は大規模改修の必要性	施設の建築年度や耐震化、点検診断の全体的な状況については、本計画 P.7、P.8 に記載しております。 次に、公共施設適正化基本方針における「6.公共施設の在り方の基本方針」は、本町における個別の公共施設等の見直し（個別施設計画の策定等）の際の基本的な取組方法やその項目等について、列挙しているものです。また、今回策定の「公共施設等総合管理計画」においても、町として施設の今後のあり方や方向性などの基本的な方針を示すものであり、個別施設の状況を示すものではありません。 なお、公共施設等の個別施設計画策定の際には、本方針に沿って検討し、お示しすることを基本といたします。しかし、ご意見の利用率・稼働率の記載について、施設の設置目的や利用内容により、これらの項目をお示しすることが適当でないと判断することがありますのでご承知おきください。	D

番号	内容	対応	分類
11	P.2・図中の(基本計画)(行動計画)(個別施設計画)の書き方が統一されていない(四角の中に記載するのか、四角の外に記載するのか)。	図中の書き方については、総務省の公共施設等総合管理計画の見直しに関することの説明資料を基に記載しております。	D
12	P.2・インフラ施設として記載の「公園施設(建物以外)」「公園」は文言を統一すべき。	ご意見を受け、「公共施設（建物施設）」を「公共施設」に、「町営住宅等」を「町営住宅等の建物施設」に、「公園」を「公園施設（建物以外）」に見直します。	B
13	P.3・「指針 P.2 第一 — (1)」にて、"公共施設等の状況（施設保有量とその推移、老朽化の状況、有形固定資産減価償却率の推移及び利用状況）及び過去に行った対策の実績"を記載することになっている。現在の施設保有量は記載されているが推移が記載されていない。	公会計導入当時の「固定資産台帳」については、現時点の建物施設の詳細内容（物置等の付属屋を含む。）の固定資産台帳ではなかったため、保有量を単純に比較し推移することが難しいため記載しておりません。	D

番号	内容	対応	分類
14	P.3・「指針 P.2 第一 — (1)」にて"公共施設等の状況（施設保有量とその推移、老朽化の状況、有形固定資産減価償却率の推移及び利用状況）及び過去に行った対策の実績"を記載することになっている。過去に行った対策の実績が記載されていない。 特に本計画は平成 27 年 3 月策定の「岬町公共施設適正化基本方針」を改めて、さらに 10 年間の計画期間として策定するものであり、「岬町公共施設適正化基本方針」は計画期間 10 年間（平成 27 年から令和 6 年まで）の内、既に 7 年が経過している状況である。その為、「岬町公共施設適正化基本方針」の 7 年間の取り組み実績を明記すべき。	平成 28 年度以降の施設の統廃合等の取組状況については、「第 4 章 施設類型ごとの管理に関する基本方針」に記載しております。	D
15	P.4・「公園(建物)」→「公園施設(建物)」 「施設分類別資産状況（公共施設）」と名称を合わせるべき。	ご意見を受けて記載内容を修正します。	A

番号	内容	対応	分類
16	P.5・岬町は令和3年3月末時点で他団体について、総務省公表「2019年度決算公共施設状況調べ」及び大阪府公表「2019年人口動態総覧」で公表されている数値を基にグラフを作成となっているが、正しく比較するのであれば、同じ条件で作成されたデータを用いるべきであり、公表されている最新データを使用すべき。総務省から令和2年度公共施設状況調査結果が公表されており、大阪府からも令和2年人口動態調査の結果が公表されている為、これらのデータを使用すべき。	岬町公共施設等総合管理計画のP.5の◆住民一人当たりの公共施設の保有面積（大阪府内の各町村との比較）において、ご意見どおりに同時点の同条件のデータを使用した場合、本計画の「第2章 1（1）①公共施設の保有状況」に記載していますように緑ヶ丘住宅の建替え、関西電力多奈川第2発電所の廃止や南海電鉄株式会社のみさき公園事業からの撤退に伴い施設の無償譲渡を受けていることから保有面積は、2019年度と乖離することから、本町分については現在の保有面積を今後の方針を定める一つの目安とするために令和3年3月時点としています。 また、本計画の策定時点では、総務省、大阪府ともに令和2年度のデータが公表されていなかったことから使用しておりません。なお、今後の見直し時点において、これらのデータについては、見直しを行います。	C
17	P.5・「保有面積」ではなく「延床面積」ではないか。文言は統一すべき。	「保有面積」と「延床面積」については、延床面積は、保有量を比べる対象（尺度）として捉えており、文言の使い分けを行っています。	D

番号	内容	対応	分類
18	P.6・総務省から公表の「令和元年度財政状況資料集」を使用しているが、既に「令和２年度財政状況資料集」が公表されている為、最新のデータを使用すべき。	総務省からは、令和２年度財務状況資料集は公表されていますが、「有形固定資産減価償却率の推移」に係るデータについては、令和４年９月２１日時点では公表されていませんのでご確認ください。	D
19	P.6・列名は「保有面積等」といった曖昧な表現は使用すべきではない。列名などの名称はそのデータが何なのかを明確に分かるようにする必要がある。異なる内容のデータであれば列名も分けるべき。	ご意見を受け、P.6の◆施設類型別資産状況（インフラ施設）の表を見直します。	B
20	P.6・道路、橋りょうは実延長だけでなく、面積も記載すべきではないか。P.37の「(2)インフラ施設の推計条件」での更新費用単価は面積単位になっており、更新費用の推計に使用したデータとして明記すべき。また、「岬町公共施設適正化基本方針」では実延長と面積の両方を記載している。	ご意見を受け、P.6の◆施設類型別資産状況（インフラ施設）の表に実延長と面積を記載します。	A
21	P.7・「◆公共施設の建築年別の整備状況（床面積ベース）」 →「◆公共施設の建築年別の整備状況（延床面積ベース）」 床面積と延床面積は意味が異なる。文中が延床面積となっている為、延床面積ではないか。	ご意見のとおり「延床面積ベース」に修正します。	A

番号	内容	対応	分類
22	P.9・「◆総人口の推移と将来展望人口（3 区分別）」のグラフは「第 2 期 岬町人口ビジョン」には記載されていない為、出典として記載するのはおかしい。令和 47 年までの人口の将来展望の折れ線グラフは記載されているが、このグラフとは 3 区分別のグラフはない。おそらく「第 2 期 岬町人口ビジョン」策定時の将来展望人口を推計する際にデータとしては作成されていたのかと思われるが、「第 2 期 岬町人口ビジョン」自体に記載されていない以上は出典として記載すべきではない。	ご意見のとおり、「出典 第 2 期 岬町人口ビジョン（令和 3 年 4 月）」は、削除します。	A
23	P.11・「ふるさと応援事業」による物件費の増加というのがどういったものなのかがわからない。「ふるさと応援事業」という事業を調べても見当たらないが正式名称なのか。	ふるさと応援事業は予算・決算の説明資料で記載されている名称になります。また、物件費とは、経費の性質別区分の一つで「旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、委託料、使用料及び賃借料並びに原材料費」を言いますが、本事業においては、ふるさと納税に係る Web 掲載料、ふるさと納税に係る返礼費や返礼に係る郵送料等です。	D

番号	内容	対応	分類
24	P.12・「◆公共施設に係る維持管理経費等の推移（普通会計）」 →「◆公共施設に係る新設・改良・維持管理経費等の推移（普通会計）」 道の駅「みさき」の整備や町営緑ヶ丘住宅建設の費用も含まれている為、タイトルが維持管理経費等だけだとおかしい。	ご意見を受け、P.12 の文章中に「維持補修費及び新設・改良を合わせた経費（以下「維持管理経費等」という。）」を追加しました。	B
25	P.12・「インフラ施設に係る新設・改良経費の推移（普通会計）」に維持管理費が含まれていない。	インフラ施設については、不良個所の改良・改修として取り扱っているため新設・改良経費のみとなります。	D
26	P.13・「指針 P.1 第一 ー」にて、中期的な経費の見込みは"普通会計と公営事業会計、建築物とインフラ施設を区分し、維持管理・修繕、改修及び更新 等（以下「維持管理・更新等」という。）の経費区分ごとに記載することが望ましい"とされている。①公共施設については維持管理・修繕が含まれておらず、②インフラ施設については更新費用のみとなっている。また、グラフも経費区分ごとではなく施設分類ごとの積み上げグラフになっている為、①公共施設に合わせて経費分類ごとにすべき。	中期的な経費の見込みとしまして、公共施設及びインフラ施設共に P.12 のグラフで示している経費を通年かかっている経費として示しています。 また、P.13、P.14 において公共施設及びインフラ施設の今後の将来の更新費用等を示しております。この2種類のグラフを合算したものが今後見込まれる経費です。 なお、P.14 のインフラ施設において大規模改修を見込んでいるのは、下水道施設の小島浄化センターのみとなっており、道路・橋りょう、下水道管については更新のみの試算となっております。	D

番号	内容	対応	分類
27	P.13・「指針 P.1 ― (3)」にて"これらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等"と記載があるが、充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等について記載されていない。	充当可能な財源について、特に地方債については、毎年発行条件や発行可能債に変更が生じ、超長期的に見通すことが難しいことから記載しておりません。また、基金の取り崩しについても、財源確保の状況により変動するため記載しておりません。なお、事業着手時に、町財政への負担が最小限になるように財源確保に努めて参ります。	D
28	P.15・「全庁的な視点で現分析や」→「全庁的な視点で現状分析や」	ご意見を受け、「全庁的な視点で現分析や」を「全庁的な視点での現状分析や」に修正します。	B
29	P.18・「床面積」→「延床面積」ではないか。床面積と延床面積は意味が異なる。	ご意見を受け、「床面積」を「保有面積」に修正します。	B

番号	内容	対応	分類
30	P.18・「指針 P.4 第一 二 (4) ⑨」にて、数値目標は"計画期間における公共施設の数・延べ床面積等に関する目標、トータルコストの縮減・平準化に関する目標等について、数値目標を記載することが望ましいこと。"「指針 P.5 第三 三」にて、"総合管理計画の策定・改訂に当たっては、総合管理計画がまちづくりや住民に提供する行政サービスにも影響を及ぼすものであることから、計画の実効性を確保するため、計画期間における公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標やトータルコストの縮減・平準化に関する目標などについて、できるかぎり数値目標を設定するなど、目標の定量化に努めること。なお、数値目標は特定の分野のみを対象とすることなく、公共施設等の全体を対象とすることが望ましいこと。"と記載されている。延床面積に関する目標しか記載されておらず、目標設定として不十分だと考えます。施設の更新や統廃合、財政面での課題などを考えると少なくとも指針で記載されている公共施設の数、トータルコストの縮減・平準化に関する数値目標も設定すべきではないか。	公共施設の数や延床面積等については、行政区域面積や人口減少の状況等により地方公共団体ごとに様々で、行政区域面積の広い団体ほど一人当たり保有面積が大きくなる傾向があります。特に本町の場合、他の類似団体と比較すると行政区域面積が広く、人口年齢構成が高齢化しており他団体との比較が難しい状況にあります。また、施設の設置目的や利用頻度等から、今後必要とする施設の数やトータルコストの縮減・平準化に関する数値目標を客観的に定めることは難しい状況です。また、国の指針においても望ましい項目となっています このことから、財政負担を軽減・平準化することに資するために、施設全体に対する延床面積の削減を数値目標として掲げております。	D

番号	内容	対応	分類
31	P.19・「一人当たりの床面積等」→「一人当たりの延床面積等」ではないか。床面積と延床面積は意味が異なる。	ご意見を受け、「一人当たりの床面積等」を「一人当たりの保有面積等」に修正します。	B
32	P.20・「指針 P.4 第一 二 (5)」にて、"PDCAサイクルの期間や手法、評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましいこと。"と記載されている。PDCA サイクルの期間、評価結果等の議会やの報告や公表方法が記載されていない。	ご意見を受け、「また、見直しを行った計画（案）については、議会や岬町行財政改革懇談会にその方向性を説明し、審議いただくとともに、決定した項目については、ホームページや広報紙を通じ、積極的に住民に公表し、公正で透明な町政を推進するとともに、住民に対する説明責任を果たします。」を追加します。	A
33	P.21・「施設類型」→「施設分類」 他の記載は全て「施設分類」となっている為、統一すべき。	ご意見を受け、「施設類型」に統一いたします。	B
34	P.34・「岬町橋梁個別計画」は「岬町橋梁の長寿命化修繕計画」のことか。それであれば「岬町橋梁の長寿命化修繕計画」と正式な計画名称を記載すべき。	当初は、橋長 15m以上の橋梁を対象に「岬町橋梁の長寿命化計画」を策定しました。その後、道路法の改正により、橋長 2m以上の橋梁を対象とし 5 年に一度の点検が義務付けられたことから、新たに「岬町橋梁個別施設計画」を策定しています。 なお、計画については、担当課において公表いたします。	C

以上